

議会改革推進特別委員会（第15回）

日 時 平成24年7月3日（火） 午前10時00分～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 議会報告会（5／8）での意見・要望等と回答について

3 検討結果の確認について

○前回検討結果表

4 検討項目の協議について

○B－6 文書質問

○D－4 PC等のネット接続

○C－2 定数・報酬

5 次回の日程及び協議項目について

6 その他

議会報告会(5/8)で頂いた意見・要望等と回答について

◆議会改革推進特別委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
蒔田野5	議員定数の削減について、反対している議員の考えは。	議会改革推進特別委員会での検討項目となっている。個人的には減らすべきでないと考える。議員、議会の働きが市民に理解いただけていないことが課題と考える。二元代表制のもと議会にはチェック機能がある。女性や若年者や地域人口が少ない地域からの意見を市政に反映していくため一定数は必要である。地方自治法上本市の議員定数の上限は30名と規定されており、26～30名が適正と考える。			
蒔田野7	下矢田町自治会の文書の件は、議員定数を考える基本として市民意見の受け取り拒否を問題としているのである。 市民意見を吸い上げるために定数を減らすべきではないとする理屈は理解できるが、議会を傍聴をしていると執行側とのなれ合いの感が強い。現在の議会運営では、報酬を上げて優秀な人材を確保すれば定数10名でも足る。 副市長について近年は市外から登用している。副市長人事についての議会での議論が市民から見えない。経費の面からも副市長は1名でよい。市長は府出身であり、府とのパイプ役を担うには市長で足り、その役割の副市長は必要ない。副市長は高い報酬に見合う仕事をしていない。 公社特別委員会での元助役参考人招致の件でも同様に感じた。	議員定数については議会内でも議論が分かれるところである。本市議会は30名から26名に削減した現状がある。議会改革推進特別委員会で議論し次の選挙までに結論を出したい。 副市長の件についても議会での議論に資したい。			

議会改革推進特別委員会第14回（H24.5.24開催） 検討結果表

B-6	文書質問制度の導入	酒井15
H23.12.26	意見等	○公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。 ○文書による質問が効果的な場合もある。 ○公式な質問として、記録の整理が課題 ○答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要 ○議会は言論で運営されることが基本
	結果	具体的な手続き等も含め引き続き検討 検討継続
H24.1.18	意見等	○運用次第で本会議での一般質問の充実に資する。 ○議員の選択肢が増える。 ○理事者の事務負担増を懸念 ○本会議の一般質問と同様様々な整理が必要
	結果	制度について理解を深め引き続き検討 検討継続
H24.4.23	意見等	○議会の活動は言論が基本。それを踏まえた上での運用を。 ○一般質問の延長として捉え、議員個人が行う文書質問が望ましい。 ○議会全体の意思として行う質問では重みが増しすぎ、本会議での一般質問の重要性を上回る可能性がある。 ○文書質問の個別項目のために議会の意思を統一することが困難、手続きが煩雑 ○質問内容は議長において整理 ○閉会中に回数制限等を設け実施 ○質問及び回答内容は全議員で共有するとともに公開
	結果	実施する方向で検討する。運用の詳細は引き続き検討する。 検討継続
H24.5.24	意見等	○議長において質問を認めない例の整理が必要。
	結果	運用の詳細を引き続き検討する。 検討継続

C-2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続

D-1 D-2 D-3	議会広報戦略の策定 会議のファシリテーションおよび議論の技術向上を目的とした研修の導入 議会ICT化の推進・計画の策定		酒井1 酒井2 酒井3
H24.5.24	結果	定数・報酬の議論の過程で検討する。	決定

D-4	会議に持ち込むPC等（携帯端末を含む）のネット接続を許可		吉田1
H24.5.24	結果	先行して議論する。 次回、湊議員から説明を受ける。	検討継続

D-7	議会報告会の拡大		西口3
H24.5.24	結果	広報広聴特別委員会で検討	決定

D-5	議員の政治倫理		西口1
D-6	陳情・要望の取り扱い		西口2
D-8	議選の監査委員の任期の見直し		藤本1
D-9	理事者と議員の飲食を伴うこん親会は、廃止		藤本2
D-10	本会議に、代表監査の出席を求め、監査の席を設けるべき		藤本3
D-11	パソコン、ツイッターにおける規制強化		藤本4

文書質問に関する基本的な考え方

目 的：議会での議論に資するため、一定の事実関係を明確にするため行う。
基本的な考えは「議員個人が行う一般質問を文書で行う」

根 拠：基本条例に根拠規定を設ける。詳細は運用基準等を作成し整理。

質 問 者：一般質問と同じ

（議長、副議長、監査委員除く全議員）

実施期間：閉会中のみ

（閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間）

回 数：各閉会期間中、1議員1回、1項目（一般質問通告書の質問事項単位）までと制限

質問対象：一般質問と同じ範囲

（回答に困難を要すると思われる事項は許可しない）

方 法：一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。

回答期限：2週間

（内容により延長可能、議長が判断する）

記 録：原本は会議録等と同様に保管（事務局で対応）

公開方法：写しを議会図書室、HP及び情報コーナーで公開

そ の 他：1 運用基準等に定めるもの以外、基本的に議長の裁量で決定できることとする。

（本会議の一般質問における議長の議事整理権と同等）

2 質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。

（課題の共有化、一般質問ならば本会議場で全議員が内容を把握できることから）

参 考：議長において質問を認めない可能性があるもの

1 職員体制等の不足により調査回答が困難なもの

2 議会内部に関すること、議会において決定したこと